



独立社外取締役の独立性判断基準 2022/7/13

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役の独立性に関する基準を以下の通り定めることといたします。社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的、かつ可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社および当社の子会社(以下、当社グループといいます。)の業務執行者(※1)または過去10年の間に業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に有している株主)または主要株主である法人その他の団体の業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先(※2)とする者またはこのような取引先の業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先(※3)である者またはこのような取引先の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先(※4)の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益(※5)を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
9. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益(※6)を得ている法律事務所、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループの社内取締役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における当該他の会社の業務執行者
11. 上記1～10に該当する者の配偶者または二親等内の親族
12. 前各号の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事由を有している者、またはそのような法人等の業務執行者

※1 業務執行者	法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人
※2 主要な取引(仕入)先	最近3年間のいずれかの事業年度において、先方の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者
※3 主要な取引(販売)先	最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに行っている者
※4 主要な借入先	当社グループが、直近事業年度末の連結総資産の2%を超える額の借入をしている金融機関グループ
※5 多額な報酬(個人)	最近3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから1千万円を超える報酬を得ている個人
※6 多額な報酬(法人)	最近3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから当該法人等の連結売上高または総収入の2%を超える報酬を得ている法人等